

○鳥羽志勢広域連合公用車両管理規程

〔平成29年1月13日〕
訓令第1号

鳥羽志勢広域連合公用車管理規程（平成11年規程第4号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、鳥羽志勢広域連合の保有する公用車（自転車含む。以下同じ。）の使用、管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

（管理責任者）

第2条 配置された公用車の管理責任者は、当該主務課長とする。

（管理及び使用）

第3条 管理責任者は、配置された公用車の清掃、日常点検を心掛ける等、職員に適切な指導をしなければならない。

2 管理責任者は、配置された公用車ごとに自動車運転日報（別記様式）を備え、使用の都度その使用者をして必要事項を記入させるものとする。

3 公用車を使用する者は、あらかじめ管理責任者の使用許可を受けなければならない。

（運転者等の義務）

第4条 運転者は、公用車の運行に際し、常に細心の注意を払うとともに道路交通法（昭和35年法律第105号）を遵守し、安全運転に努めなければならない。

2 運転者は、交通事故が発生したときは、直ちに電話又は口頭により管理責任者に連絡しなければならない。

3 管理責任者は、交通事故報告を受けたときは、直ちに総務課長を経て広域連合長に報告しなければならない。

4 交通事故により、他人に死傷を与えたとき、又は他人の財産に損害を与えたときは、鳥羽志勢広域連合職員事故処理規程（平成16年規程第2号）の定めるところにより、これを処理する。

（その他）

第5条 この規程に定めるもののほか、公用車の管理、使用等に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別記様式（第3条関係）
自動車運転日報

月日	曜日	出発時間 帰着時間	使用目的	行先〔経路〕	走行距離	運転者	同乗者	作業点検	整備点検	清掃	備考
		～ …			km						
		～ …			km						
		～ …			km						
		～ …			km						
		～ …			km						
		～ …			km						
		～ …			km						
		～ …			km						
		～ …			km						
		～ …			km						
		～ …			km						